

2025 年 8 月

受益者の皆様

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

「豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)」
繰上げ償還について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、これまでご愛顧頂いております「豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(毎月分配型)」(以下「当ファンド」といいます。)につきましては、ルクセンブルグの管理会社からの書面のとおり、当ファンドの海外関係法人が、業務からの一部撤退を決定、それに伴う買戻し請求を受けたこと、さらにファンドの純資産の状況等を踏まえ、受益者様の最善の利益を考慮し、当ファンドを 2025 年 9 月 30 日付で繰上償還する決議が、2025 年 8 月 20 日に管理会社で行われたことをご案内申し上げます。下記のスケジュールと、次頁の管理会社からの書面の翻訳をご参照ください。

償還までの間、原則として、当ファンドは運用の基本方針に沿った運用を継続してまいります。償還準備のため、償還日以前に現金化する予定です。

償還金は海外の償還金支払日(予定)の 2025 年 10 月 3 日以降、販売会社の本支店を通じてお支払いいたします。また、ご換金のお申込は 2025 年 9 月 11 日まで可能です。

皆様のこれまでのご愛顧に心から御礼申し上げますとともに、今後とも一層のお引き立てを賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

謹 白

記

【今後の償還までのスケジュール(ルクセンブルグ現地時間)】

2025 年 8 月 20 日	当ファンド取締役会による決議
2025 年 8 月 29 日	償還にむけて当ファンド保有資産の現金化開始
2025 年 9 月 11 日	換金(買戻し)申込みの最終受付日
2025 年 9 月 30 日	当ファンドの償還日、償還金支払いのプロセス開始
2025 年 10 月 3 日以降	償還金の支払い予定日(日本における支払い予定日は翌営業日以降を予定しております)

以上

【 管理会社からの書面の翻訳 】

DWSインベストメント・エス・エー
ルクセンブルグ1115、ブールバール・コンラ・アデヌール 2 番
(商号登記：ルクセンブルグ B25.754)

契約型投資信託の 豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド（毎月分配型）（K1267） の受益者の皆様へのお知らせ

DWSインベストメント・エス・エーの取締役会（以下「取締役会」といいます。）は、豪ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド（毎月分配型）（以下「ファンド」といいます。）の約款第 15 条にしたがって、2025 年 8 月 28 日（以下「清算手続開始日」といいます。）を効力発生日として、ファンドの清算手続を開始することを決議しました。

I. 決定の理由

取締役会は、ファンドが今後大量の買戻し請求を受けること、ファンドの現在の純資産総額が不十分と考えられる水準にあること、および、今後の成長が見込まれないものと認識しております。これらの状況の結果、受益者の最善の利益を考慮したうえで、ファンドにおいて、もはや、経済的に効率的な管理・運用を行うことができないと判断いたしました。

II. 要項

ファンドの受益証券の募集は、本通知の日付と同じ 2025 年 8 月 28 日に停止されます。ファンドの受益証券の買戻しは 2025 年 9 月 12 日に停止されます。2025 年 8 月 27 日の締切時間（ルクセンブルグ時間の午前 11 時 00 分）までに受領された取得申込みまで、および 2025 年 9 月 11 日の締切時間（ルクセンブルグ時間の午前 11 時 00 分）までに受領された買戻し申込みまでが処理されます。

投資運用会社は、2025 年 8 月 29 日からファンドのポートフォリオの清算を開始します。清算手続の期間中は、ファンドのポートフォリオに関し、受益者の最善の利益を考慮した販売目論見書に記載された投資戦略および／またはリスク分散化要件から、随時逸脱する可能性があります。

ポートフォリオの清算に係る取引費用を除く清算関連費用（例えば、外部監査費用、清算に必要な書類の作成・提出費用、通知費用）は一括報酬（管理報酬）に含まれ、ファンドの価格に日々加算されます。ポートフォリオの清算に係る取引費用は、管理会社によって負担されます。

投資運用会社による全資産の清算が完了し、全ての費用が考慮された後、2025年9月30日（以下「清算完了日」といいます。）に、受益者に対する清算償還金の支払いが行われます。ファンドの終了時には、受益証券の募集および買戻しに関して販売目論見書に定められた期日設定にかかわらず、3銀行営業日を上限とする受渡日をもって清算償還金が支払われます。

ルクセンブルグ金融監督委員会の承認を条件として、マイケル・モーア氏が代表を務めるDWSインベストメント・エス・エーがファンドの清算人を務めます。

清算完了日に権利を有する受益者に対して支払うことができなかった清算償還金は、ルクセンブルグ大公国の供託所（Caisse de Consignation）に預託されます。権利を有する受益者は、30年以内であればいつでもその清算償還金を請求することができ、請求しない場合には、当該清算償還金はルクセンブルグ大公国の所有に移転することになります。

ルクセンブルグ、2025年8月
DWSインベストメント・エス・エー